

# 長崎市立西浦上小学校いじめ防止基本方針

本校教育目標「夢もつ子」(夢と知恵を育み、明るく元気で、思いやりをもつ子)の育成を目指し、全ての子供と大人が「いじめはどの学級でも、どの子供にも起こり得る」という認識をもちつつ、いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。そのため本校では、いじめられている子供の立場に立ち、絶対に守り通すとともに、いじめの子供に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。学校と保護者、地域、関係機関が連携協力に努める。それらを念頭に置き、いじめ防止に向けた取組を明らかにする。

※「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条より抜粋）

## 【めざす児童像】

- 考える子
- 思いやりのある子
- たくましい子

## いじめ対策委員会

### 校内教職員等

校長、副校長、教頭、主幹教諭、生活指導主任、学年主任、担任等、養護教諭、人権教育担当、いじめ相談担当

### 専門家・外部関係者

スクールカウンセラー、スクールサポーター、学校評議員、学校相談員、スクールソーシャルワーカー、育友会長

※年間計画の作成・実行・検証・修正

### 家庭（育友会）・地域との連携

学校  
○家庭訪問・通信・HP  
○授業参観・懇談会・行事  
○心を見つめる週間

家庭（育友会）  
○総会・理事評議員会  
○行事・講演会  
○広報誌

地域  
○育成協  
○ONWパトロール  
○ONスポーツクラブ

### 関係機関との連携

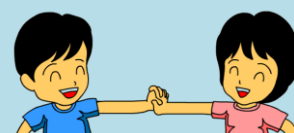
副校長・教頭  
○情報

長崎市教育委員会  
○支援チーム派遣  
○相談窓口

警察  
○助言・支援  
○相談窓口

### 児童会

- 人権集会
- いじめゼロ宣言  
(西浦上中学生徒会連携)
- 人権平和委員会
- 心を見つめる週間



「いじめの禁止」児童等は、いじめを行ってはならない。（いじめ防止対策推進法第4条より抜粋）  
「保護者の責務等」保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことがないように、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。（いじめ防止対策推進法第9条より抜粋）

## 1 いじめ問題への取組

### 防 止

- (1) いじめの重大性を全教職員で認識し、校長のリーダーシップの下、一致協力した指導体制を確立する。
- (2) 研修を計画的に実施し、教職員の共通理解を図り、指導力向上に努める。
- (3) 全ての教育活動において思いやりと生命尊重の指導に努め、児童の社会性を培う。
- (4) 「西浦上っ子の心を見つめる教育週間」等を活用し、道徳教育の充実を図る。
- (5) 自己肯定感を育み、「夢もつ子」の育成に努める。
- (6) 児童会を中心に「人権集会」、「いじめゼロ宣言」等に取り組み、児童の自主性を育てる。
- (7) 評議員会での協議やリーフレット、HP 活用によって学校基本方針の周知、連携を図る。
- (8) ネット上のいじめ対策について、育友会や関係機関と連携を図る。
- (9) 学校基本方針による取組について、学校評価に項目を設け、計画的・継続的な評価に取り組む。

### 早期発見

- (1) 日頃から児童の様子を観察し(チェックリスト)変化に気づいたら、教職員が情報を共有するようにする。
- (2) 「こころのまど」等定期的なアンケート調査や個別面談、日記活用等きめ細かな把握に努める。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、学校内外の教育相談体制を整備する。
- (4) 育友会理事評議員会や学校評議員会、育成協議会等、育友会や地域と連携・協働する体制を構築する。
- (5) 学校以外の相談窓口について、周知・広報を行う。

### 措 置

- (1) いじめの疑いがある行為には事実確認を行い、保護者等と協力して対応する体制を整える。
- (2) 情報を得たら、いじめ対策委員会が中心となり、速やかに対応の組織化を図る。
- (3) いじめられている児童には心のケア等を行うと同時に守り通す対策をとる。確実な情報を迅速に保護者へ伝え、今後の対応について情報を共有する。いじめられた児童に寄り添い、支える体制をつくり、状況に応じて外部専門家の協力を得る。
- (4) いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめを確認したらすぐにやめさせ、再発防止の措置をとる。状況に応じて、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画による指導の他、警察との連携も含め、毅然とした対応を行う。また、保護者へ継続的な助言を行う。
- (5) 学級等集団に互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりに努める。
- (6) ネット上の不適切な書き込みについては、直ちに削除措置をとる。必要に応じて警察等と連携を図る。

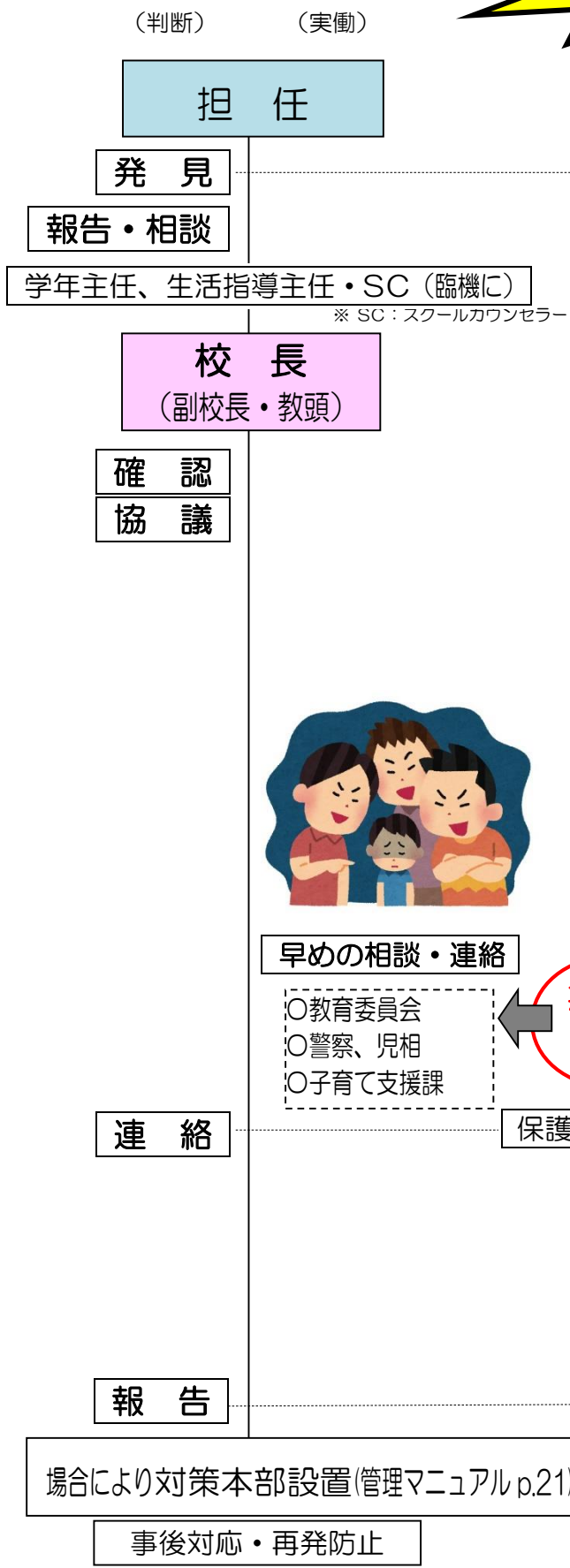
### 重大事態発生時の取組

- (1) 児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるなどの重大事態を認知した場合、直ちに長崎市教育委員会へ報告する。
- (2) 教育委員会と十分に連携しながら、「いじめ対策委員会」等において調査を行う。
- (3) 調査にあたっては、いじめられた児童の保護者の要望・意見の十分な聴取、迅速な協議を経て、いじめられた児童から十分に聞き取るとともに、在籍児童や教職員にも質問紙調査や聞き取りを行う。この際、被害児童や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
- (4) いじめた児童には調査による事実関係を確認するとともに、指導を行い、いじめ行為を止めさせる。
- (5) いじめられた児童には事情や心情を聴取し、継続的なケアを行い、必要な支援を行う。
- (6) いじめられた児童が死亡した場合、以後の自殺防止に資するため背景調査を行う。亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに配慮しながら行う。
- (7) 調査結果は速やかに学校→教育委員会→市長と報告する。いじめを受けた児童やその保護者に対し、事実関係について説明する。

## 2 発生時の対応



- ・親身に寄り添った指導が基本
- ・いじめを生まない予防措置



【教師の観察】【アンケート記述】【児童保護者等の通報】  
○いじめの事実の発見。「これくらい」と思わず報告

◆いじめ対策委員会◆

「迅速に」「組織的に」をキーワードに  
「同学年」を基本に組織する。

被害児童	加害児童
<p>○保護者等と連携し、寄り添い支える体制を作り、見守る。 ※「こころのまど」での継続観察。</p>	<p>○いじめは人格を傷つける犯罪行為であることを自覚させ、不満やストレスがあってもいじめに向かわせないよう保護者と連携し指導。</p>

【事実関係の把握】

- ・加害児童 (人数)、状況、経緯
- ・原因と動機 (はらいせ/からかい/違和感/その他)
- ・犯罪に該当する可能性がある行為  
「脅迫」「強要」「暴行」「傷害」「名誉棄損」「侮辱」「窃盗」「器物損壊」「強盗」「恐喝」等

保護者への説明・協力依頼

保護者への報告・依頼

○場合によっては、学年集会等で全体指導

○見守り・観察と保護者との定期的な情報交換。	○見守り・観察と保護者との定期的な情報交換。
------------------------	------------------------



○校長 (副校長) が教育委員会へ第一報。  
○副校長 (教頭) が事故報告書等作成、報告。

### 3 いじめのチェックリスト

#### (1) いじめられている子供が発するサイン

##### ①からだや体調

- 衣服が汚れていたり、破れていたりすることがよくある。
- 傷やあざがあり、腕や足、首などの肌を隠そうとする。
- 腹痛、吐気を訴え、保健室等への出入りが頻繁である。

##### ②しぐさや態度

- どこかおどおどして、脅えているように感じられる。
- 視線を合わせようとしない。(教師の目を避けている。)

##### ③友達との関係

- 周りに異常なほど気をつけているように見える。
- いいなりになっている。(使い走りではないか?)
- 嫌なあだ名で呼ばれている。
- 特定の子供の席に誰も座ろうとしない。席の周りが開いている。ごみが散乱している。

##### ④生活面

- 納入金などを急に滞納しはじめた。
- 文具、服、靴などが隠されたり、壊されたりしている。
- 黒板、トイレなどに実名やあだ名で落書きがされている。
- 学級写真などの顔にいたずらされている。

#### (2) 学校生活場面でのチェックポイント

##### ①学級の雰囲気

- グループにしかわからないあだ名で話している。
- やる気がなく、行事なども盛り上がらない。覇気がない。
- 教師の話や指導が空回りしているような雰囲気がある。
- 教師を避けがちになる。
- 特定の子供が当番や係を何度も担当している。
- ひそひそ話が多くなり、互いに気にする雰囲気がある。
- グループから離れて一人で行動するようになる。

##### ②登校時や朝の会

- 早退、遅刻、欠席が目立つ。
- 表情が暗く、どこことなく元気がない。

##### ③授業時間

- 一人で遅れて教室に入ってくるが多い。
- よい発言や行動をしたのに賞賛や評価が得られない。
- 特定の子供の発表に笑いや冷やかし、無視がある。
- 体育などで特定の子供にボールが回らない(回る)。

##### ④昼食時

- デザートなどをとられている。
- おかずやデザートを他人に与えている。
- 当番の時、特定の子供がさわった食器をさわらない。
- グループで食べる時、特定の子供と机を離れたがる。

##### ⑤休み時間

- トイレなどに閉じこもりがちである。
- 一人で時間をつぶしている。
- 目の届きにくい場所からよく出てくる。
- プロレスごっこなどでいつもやられ役になっている。
- よくふざけ合っているが、何となく暗い(薄笑い)。

##### ⑥掃除や諸活動

- 掃除道具を投げられたり、追いかけられたりしている。
- いつも後かたづけをさせられている。
- 特定の子供の机を運ぼうとしない。

##### ⑦学級活動や班・係活動

- 選出の時、特定の子供の名前が冷やかして上がる。
- 問題が生じると、特定の子供の名前がすぐ上がる。
- 班長などをやめたいと急に言い出す。
- 班編制で最後まで決まらない。活動中も一人でいる。